

社会保障審議会年金部会  
「年金個人情報 の適正な管理のあり方に関する専門委員会」  
の設置について  
(案)

1. 設置の趣旨

年金個人情報（年金の原簿の記録）については、職歴や報酬などプライバシー性が高いこと、給付に直結して権利性が強いこと、超長期的な保存・管理が必要であることといった特性がある。

この特性を踏まえた、年金個人情報の訂正の手続きのあり方等を検討するため、社会保障審議会年金部会に「年金個人情報の適正な管理のあり方に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という）を設置する。

2. 構成等

(1) 専門委員会に委員長を置く。

3. 検討項目

- ① 年金個人情報の適正な管理のあり方
- ② 年金個人情報の訂正の手続きのあり方
- ③ 事業主等への年金個人情報に関する調査のあり方 等

4. 運営

- ・ 専門委員会の議事は原則公開とする。
- ・ 専門委員会は、検討過程において、必要に応じ、関係者の意見聴取を行うことができる。
- ・ 専門委員会の検討の結果については、社会保障審議会年金部会に報告する。

5. その他

上記のほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。